

# 令和3年度 第1回 一宮市景観審議会

日時：令和4年1月18日(火)午前10時より

場所：一宮市役所本庁舎11階 1103会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 委員紹介

### 3 議題

(1) 一宮市景観審議会運営要領

(2) 会長の選出等

(3) 一宮市景観審議会の役割

(4) 報告第1号 一宮市景観計画の届出状況

### 4 閉会

議題(1)

一宮市景観審議会運営要領

## (案)

## 一宮市景観審議会運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、一宮市景観条例(令和2年一宮市条例第79号。以下「条例」という。)第30条の規定に基づき、一宮市景観審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長)

第2条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会長の任期は、委員の任期とする。

5 会長がその職を辞したとき、委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、その事由が生じた日以後最初に招集される審議会において、会長の選出を行うものとする。

## (審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者その他参考人の出席を求め、これらの者の意見を聴くことができる。

5 会長は、審議会を招集しようとするときは、当該審議会の開催日の7日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

## (臨時委員)

第4条 審議会の会議において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

## (委員の代理)

第5条 条例第31条第1項第4号に掲げる者のうちから任命された委員が審議会の会議に出席できないときは、その職務を代理する者が議事に参与し、議決に加わることができる。

## (会長及び委員の除斥)

第6条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹に直接の利害関係のある議事については、その議事に参与することができない。ただし、審議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び委員は、一宮市の全域を対象とする議事については、その議事に参与することができる。

3 会長又は委員は、第1項本文の規定により議事に参与することができないおそれのあるときは、その議事が審議される会議が開催される前に、会長にあっては市長に、委員にあっては会長に対し、同項本文の規定により議事に参与することができないおそれのある旨を申し出なければならない。

(会議の公開等)

第7条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容に一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)第7条第1項の非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれると認められるとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(公開又は非公開の決定)

第8条 会長は、前条に基づき、会議の公開又は非公開を決定するものとする。

2 会長は、会議中において、会議を非公開とするべき事由が生じたときは、会議を非公開とすることができる。

3 前2項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、委員の意見を聞くことができる。

(傍聴の方法等)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議開始10分前までに集合するものとし、定員を超えるときは、抽選によるものとする。

2 傍聴人の定員は、5名とする。

3 前各項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、一宮市審議会等に係る会議の傍聴に関する要領による。

(会議資料の提供)

第10条 会議を公開するに当たって、当該会議に付する会議次第及び会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。)を傍聴人に配布するものとする。ただし、個々に配

布することが困難であると認められる会議資料（図面、地図、写真、報告書等）については、会場において傍聴人の閲覧に供するものとする。

- 2 傍聴人に配布した会議資料は、会議が終了したとき、又は傍聴人を退場させたときにおいて、回収するものとする。

（議事録）

第11条 審議会の会議については、議事録を作成し、会長が指名した委員2名がこれに署名をするものとする。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議開催日時及び場所
- (2) 公開・非公開の別
- (3) 公開とした場合にあつては、傍聴人の数
- (4) 非公開とした場合にあつては、その理由
- (5) 出席者
- (6) 会議資料
- (7) 審議経過
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

- 3 議事録は、原則公開するものとする。ただし、非公開情報及び審議会が公開しない旨を議決した事項については、この限りでない。

（個人情報保護）

第12条 委員又は委員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（審議会の庶務）

第13条 審議会の庶務は、まちづくり部公園緑地課において処理する。

（雑則）

第14条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和4年〇月〇日から施行する。

## ○一宮市景観条例

令和2年12月21日

条例第79号

## 目次

## 第1章 総則(第1条—第5条)

## 第2章 景観の形成

## 第1節 景観基本計画(第6条)

## 第2節 景観計画(第7条—第11条)

## 第3節 景観計画に係る行為の規制等(第12条—第19条)

## 第4節 景観重要建造物等(第20条—第23条)

## 第5節 景観重点地区(第24条)

## 第6節 景観づくりへの取組(第25条—第29条)

## 第3章 一宮市景観審議会(第30条—第34条)

## 第4章 雑則(第35条)

## 付則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、魅力ある景観を保全し、一宮市(以下「市」という。)を歴史や文化が織りなす親しみのあるまちとすることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

## (市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を実施するものとする。

## (市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、良好な景観の形成について必要な配慮をしなけ

ればならない。

(財産権等の尊重等)

第5条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第2章 景観の形成

### 第1節 景観基本計画

(景観基本計画の策定等)

第6条 一宮市長(以下「市長」という。)は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるための指針とするため、一宮市景観基本計画(以下「景観基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、景観基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第30条第1項の規定に基づき置かれる一宮市景観審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観基本計画の変更について準用する。

### 第2節 景観計画

(景観計画の策定等)

第7条 市長は、良好な景観の形成を図るため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(先導的役割)

第8条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の設置及び整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めるとともに、良好な景観の形成に関する施策を積極的に推進しなければならない。

(国等に対する要請)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請することができる。

(市民意識の高揚等)

第10条 市長は、良好な景観の形成に関して、市民の意識を高め、及び知識の普及を図るため、必要な施策を実施しなければならない。

(団体の育成)

第11条 市長は、それぞれの地域において良好な景観の形成に関する活動を行うことを目的とし

て組織する団体の育成に努めなければならない。

### 第3節 景観計画に係る行為の規制等

(景観計画への適合)

第12条 景観計画の区域内(第24条において「景観計画区域内」という。)において、法第16条第1項各号又は第2項に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ当該届出に関する事項について市長に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議(以下「事前協議」という。)を申し出る者(以下「事前協議者」という。)は、規則で定めるところにより、事前協議書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の事前協議書の提出があったときは、その内容について、景観計画に定める行為の制限に関する事項に関し協議を行うものとする。
- 4 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議者に対し、書面でその旨を通知するものとする。

(助言及び指導)

第14条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者に対し、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

(行為完了の届出等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第5項の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

(勧告又は命令)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(届出を要しない行為)

第17条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 別表第1に掲げる建築物の建築等
- (2) 別表第2に掲げる工作物の建設等
- (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為のうち、開発区域面積



が3,000平方メートル未満のもの

- (4) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為  
(特定届出対象行為)

第18条 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為のうち、第24条第1項に規定する景観重点地区(同項を除き、以下「重点地区」という。)におけるものとする。

(命令に従わない場合の措置)

第19条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者が、良好な景観の形成のために必要な措置をとらないと認めるときは、当該命令を受けた者に係る次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 当該勧告に係る行為の内容及び場所
- (3) 当該勧告の内容

#### 第4節 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第20条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第21条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定等)

第22条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 4 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったと

き又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときにおける法第35条第1項の規定による景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病害虫の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

#### 第5節 景観重点地区

(景観重点地区の指定等)

第24条 市長は、景観計画区域内において、景観重点地区を指定することができる。

- 2 重点地区は、優先的かつ計画的に景観形成を推進すべき地区とする。
- 3 市長は、重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会並びに当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、重点地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、重点地区の変更について準用する。

#### 第6節 景観づくりへの取組

(景観団体の認定)

第25条 市長は、一定の地域における良好な景観の形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号のすべての要件に該当するものを景観団体として認定することができる。

- (1) 当該団体の活動が当該地域における良好な景観の形成に有効と認められるものであること。
  - (2) 当該団体の活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められるものであること。
  - (3) 当該団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限するものでないこと。
  - (4) 当該団体が規則で定める要件を具備する規約を定めていること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に対し申請しなければならない。

(景観団体の認定の取消し)

第26条 市長は、前条第1項の規定による認定を受けた景観団体が同項各号のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(景観協定の締結)

第27条 一定の区域内に存する土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは広告物を掲出する物件の所有者又はそれらについて使用することができる権原を有する者は、その区域における

良好な景観の形成を図るため、その区域における景観の形成についての協定(以下「景観協定」という。)を締結することができる。

2 景観協定には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観協定の名称
- (2) 景観協定の目的
- (3) 景観協定の対象となる区域
- (4) 景観協定を締結する者の住所及び氏名
- (5) 目的を達成するための計画
- (6) 建築物、工作物、広告物又は竹木に関する基準で、良好な都市景観の形成上有効であると認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、景観協定を締結する者が必要と認める事項  
(景観協定の認定)

第28条 景観協定は、前条第2項各号に掲げる事項を記載した景観協定書によって締結するものとし、当該景観協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところにより、市長に対しその認定を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により景観協定の認定の申請があったときは、その内容を審査し、当該協定の内容が良好な景観の形成に寄与するものであると認めるときは、これを認定することができる。

3 市長は、前項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、関係書類を一般の縦覧に供しなければならない。

(景観協定の変更等の届出等)

第29条 前条の規定により認定を受けた景観協定を締結した者の代表者は、その内容を変更し、又は廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき又は景観協定の内容若しくはその運用が良好な景観の形成上適当でないときと認めるときは、前条第2項の認定を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により前条第2項の認定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

### 第3章 一宮市景観審議会

(審議会の設置)

第30条 この条例及び一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号)の規定により定められた事項並びに市長の諮問に応じ、景観及び屋外広告物に関する必要な事項を調査審議するため、一宮市景観審議会を置く。

2 審議会は、必要があると認めるときは、景観に関する事項について、市長に意見を述べること

ができる。

(審議会の組織)

第31条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 市議会議員
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第32条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該審議事項の審議が終了した時に解職されるものとする。

(会長)

第33条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者その他参考人の出席を求め、これらの者の意見を聴くことができる。

第4章 雑則

(規則への委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(一宮市都市景観条例の廃止)

- 2 一宮市都市景観条例(平成7年一宮市条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 一宮市都市景観条例第11条第1項の規定により指定された都市景観形成地区については、同条例第12条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(一宮市環境基本条例の一部改正)

- 5 一宮市環境基本条例(平成16年一宮市条例第19号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

別表第1(第17条関係)

景観計画に定める地域	建築物の規模
歴史街道景観軸	高さ10メートル以下又は建築面積300平方メートル以下
田園景観ゾーン	高さ10メートル以下又は建築面積500平方メートル以下
商業景観ゾーン	高さ13メートル以下又は建築面積1,000平方メートル以下
住宅景観ゾーン	
沿道景観ゾーン	
工業景観ゾーン	高さ15メートル以下又は建築面積1,000平方メートル以下
景観重点地区	規則で定めるもの

別表第2(第17条関係)

景観計画に定める地域	工作物の規模
歴史街道景観軸	高さ10メートル以下又は建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5メートル以下、かつ当該建築物の高さとの合計が10メートル以下
田園景観ゾーン	
商業景観ゾーン	高さ13メートル以下又は建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10メートル以下、かつ当該建築物の高さとの合計が13メートル以下
住宅景観ゾーン	
沿道景観ゾーン	
工業景観ゾーン	高さ15メートル以下又は建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10メートル以下、かつ当該建築物の高さとの合計が15メートル以下

景観重点地区	規則で定めるもの
市全域	高さ5メートル以下の擁壁その他これに類するもの
	長さ10メートル以下の橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの

## ○一宮市景観条例施行規則

令和2年12月21日

規則第83号

## (趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成16国土交通省令第100号。以下「省令」という。)及び一宮市景観条例(令和2年一宮市条例第79号。以下「条例」という。)第35条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に規定する用語の例による。

## (工作物)

第3条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (2) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (3) 製造施設、貯蔵施設、水道、電気等の供給施設、通信施設、ごみ等の処理施設その他これらに類するもの
- (4) 野球場、庭球場等の運動施設、遊園地等の遊戯施設その他これらに類するもの
- (5) 擁壁その他これに類するもの
- (6) 垣、さく、塀、門その他これらに類するもの
- (7) 駐車場、自動車ターミナルその他これらに類するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定したもの

## (事前協議)

第4条 条例第13条第2項の事前協議書は、事前協議・確認書によるものとする。

2 前項の事前協議・確認書には、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により添付する図書について必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 条例第13条第4項の規定による通知は、第1項の事前協議・確認書により行うものとする。

## (行為の届出)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書により行うものと

する。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、別表に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の規定により添付する図書について必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(適合の通知)

第6条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、景観計画区域内届出行為の適合通知書により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第2項の規定に基づき、同条第1項本文に規定する期間を短縮して、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第7条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書により行うものとする。

2 第4条第3項及び第4項の規定は、前項の通知について準用する。

(助言、指導及び勧告)

第8条 条例第14条の規定による助言若しくは指導又は法第16条第3項の規定による勧告は、助言・指導・勧告書により行うものとする。

(行為完了の届出等)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為完了・中止届出書により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による通知は、景観計画区域内行為完了・中止通知書により行うものとする。

(変更命令)

第10条 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、変更等措置・原状回復等命令書により行うものとする。

2 前項の命令を受けた者は、直ちに当該命令に従い、当該命令に係る行為に関し、設計変更等を行い、第5条第2項の規定に準じて速やかに市長に届け出るものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第19条第1項の規定による公表は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適切と認める方法によるものとする。



(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第12条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物(樹木)指定提案書により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の告示事項)

第13条 条例第20条第2項又は第22条第2項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称(景観重要樹木にあつては、その樹種)及び所在地
- (3) 指定の理由となった建造物の外観(樹木にあつては、その樹容)の特徴
- (4) 景観重要建造物にあつては、法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知)

第14条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定通知書により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の標識)

第15条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
  - (2) 指定した景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第16条 省令第9条第1項又は第14条第1項に規定する申請は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書により行うものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物又は景観重要樹木の良い景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物(樹木)現状変更許可書により許可するものとする。
- 3 法第22条第4項後段(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物(樹木)現状変更協議書を市長に提出するものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の原状回復命令等)

第17条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第18条 法第26条又は第34条の規定による命令又は勧告は、景観重要建造物(樹木)の管理に関する命令書又は景観重要建造物(樹木)の管理に関する勧告書により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知)

第19条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3

項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書により行うものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第20条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書により行うものとする。

(景観団体の規約の要件)

第21条 条例第25条第1項第4号の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 設立目的
- (2) 名称
- (3) 活動区域
- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 費用の分担に関する事項
- (8) 役員の定数、任期、職務の分担及び選挙又は選任に関する事項
- (9) 会議に関する事項
- (10) 事業年度
- (11) 会計に関する事項

(景観団体の認定の申請)

第22条 条例第25条第2項の規定による認定の申請は、景観団体認定申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の活動区域を示す図面
- (3) 団体の役員の名氏及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記した書類
- (4) 認定の申請をしようとする者が当該団体の代表者(以下「団体代表者」という。)であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観団体の認定等の通知)

第23条 市長は、条例第25条第2項の規定による申請があったときは、速やかに認定の可否を決定し、景観団体の認定をしたときは景観団体認定通知書により、認定をしなかったときはその旨を記載した文書により団体代表者に通知するものとする。

(景観団体の認定の取消し)

第24条 市長は、条例第26条の規定により景観団体の認定を取り消したときは、その旨を速やかに景観団体認定取消通知書により団体代表者に通知するものとする。

(景観協定の認定の申請)

第25条 条例第28条第1項の規定による認定の申請は、景観協定認定申請書に、次に掲げる書類それぞれ2通を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 景観協定書の写し
- (2) 景観協定を締結した理由書
- (3) 景観協定に係る区域を表示する図面
- (4) 認定の申請をしようとする者が景観協定を締結した者の代表者(以下「協定代表者」という。)であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観協定の認定等の通知)

第26条 市長は、条例第28条第1項の規定による申請があったときは、速やかに認定の可否を決定し、景観協定の認定をしたときは景観協定認定通知書により、認定をしなかったときはその旨を記載した文書により協定代表者に通知するものとする。

(景観協定の変更届)

第27条 条例第29条の規定による景観協定の変更の届出は、景観協定変更届出書に、次に掲げる書類それぞれ2通を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 景観協定を変更した理由書
- (3) 変更後の景観協定に係る区域を表示する図面(景観協定に係る区域を変更した場合に限る。)
- (4) 届出をしようとする者が協定代表者であることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(景観協定の廃止届)

第28条 条例第29条の規定による景観協定の廃止の届出は、景観協定廃止届出書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 景観協定を廃止した理由書
- (2) 届出をしようとする者が協定代表者であることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審議会の庶務)

第29条 審議会の庶務は、まちづくり部公園緑地課において処理する。

(帳票)

第30条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次に掲げるとおりとし、その様式は、市長が別に定める。

- (1) 事前協議・確認書
  - (2) 景観計画区域内行為届出書
  - (3) 景観計画区域内行為変更届出書
  - (4) 景観計画区域内届出行為の適合通知書
  - (5) 景観計画区域内行為通知書
  - (6) 助言・指導・勧告書
  - (7) 景観計画区域内行為完了・中止届出書
  - (8) 景観計画区域内行為完了・中止通知書
  - (9) 変更等措置・原状回復等命令書
  - (10) 景観重要建造物(樹木)指定提案書
  - (11) 景観重要建造物(樹木)指定通知書
  - (12) 景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書
  - (13) 景観重要建造物(樹木)現状変更許可書
  - (14) 景観重要建造物(樹木)現状変更協議書
  - (15) 景観重要建造物(樹木)原状回復等命令書
  - (16) 景観重要建造物(樹木)の管理に関する命令書
  - (17) 景観重要建造物(樹木)の管理に関する勧告書
  - (18) 景観重要建造物(樹木)指定解除通知書
  - (19) 景観重要建造物(樹木)所有者変更届出書
  - (20) 景観団体認定申請書
  - (21) 景観団体認定通知書
  - (22) 景観団体認定取消通知書
  - (23) 景観協定認定申請書
  - (24) 景観協定認定通知書
  - (25) 景観協定変更届出書
  - (26) 景観協定廃止届出書
- (委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(一宮市都市景観条例施行規則の廃止)

2 一宮市都市景観条例施行規則(平成7年一宮市規則第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に一宮市都市景観条例施行規則第4条及び第5条の規定によりなされた都市景観形成地区の届出に関しては、同規則第4条及び第5条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表(第4条、第5条関係)

行為の区分	図書	記載内容等
法第16条第1項第1号に掲げる行為(建築物の建築等)	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	配置図	敷地の境界線及び建築物の位置(1/200以上)
	平面図	各階間取り及び用途
	各面の立面図(着色)	仕上げ方法及び色彩(マンセル値)及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
法第16条第1項第2号に掲げる行為(工作物の建設等)	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	配置図	敷地の境界線及び工作物の位置(1/200以上)
	各面の立面図(着色)	仕上げ方法及び色彩(マンセル値)及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺状況
法第16条第1項第3号に掲げる行為(開発行為)	位置図	方位及び行為地(1/2500以上)
	平面図	方位、行為地の境界線、断面の位置及び切土、盛土その他の表示
	断面図	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面及び横断面
	現況写真	行為地及びその周辺状況

## 一宮市審議会等に係る会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、各審議会等に別段の定めがあるものを除き、審議会等に係る会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

**第2条** 審議会等を所管する課又は公所の長（以下「所管課長等」という。）は、会議開始 30 分前から会場において傍聴の受付を開始するものとし、傍聴を希望する者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票（様式第1）に記入しなければならない。

2 団体での傍聴を希望する場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称及び傍聴を希望する者の氏名を前項の傍聴人受付票に記入し、又は名簿等を添付しなければならない。

3 傍聴を希望する者には、順次傍聴整理券（様式第2）を交付するものとする。

4 所管課長等は、第1項の傍聴人受付票を1年間保存しなければならない。

(傍聴することができない者)

**第3条** 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険なものを所持している者

(2) 異様な服装をし、若しくは容儀を乱し、又は酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗のぼりの類及び拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他会場に対し示威運動となるおそれがあるものを携帯している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

**第4条** 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。

(2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 議事に対して可否を表明し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影等の禁止)

**第5条** 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音若しくは録画をしてはならない。ただし、特に審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第6条** 傍聴人は、一宮市審議会等に係る会議の公開に関する要綱第4条第1項後段の規定により会議が非公開となった場合は、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第7条** 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第8条** 審議会等の長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合はこれを制止し、その命令に従わない場合はこれを退場させることができる。

**付 則**

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### 様式第1（第2条関係）

#### 一宮市審議会等に係る会議 傍聴人受付票

年 月 日

住 所	氏 名
一宮市（市・町・村）	

- ※本受付票に、傍聴する方の住所・氏名をご記入の上、所定の箱の中にお入れください。
- ※団体で傍聴する場合は、本受付票に代表者又は責任者が、団体の名称及び傍聴する方を記入してください（傍聴する方全員が分かる名簿等を添付していただいても結構です。）。
- ※傍聴に際しては、別紙の規則を遵守してください。

### 様式第2（第2条関係）

傍聴整理券 No.

会 議 名 称	
日 時	年 月 日（ ） 時 分 から
場 所	

注意事項：定員（人）を超えた場合は、（先着順・抽選）となりますので御了承ください。  
傍聴に当たっては、会長等の指示に従い、下記の事項を遵守してください。

記

#### 傍聴人の遵守事項

- （1）私語、談笑又は携帯電話の使用をしないこと。
- （2）飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）みだりに席を離れないこと。
- （4）議事に対して可否を表明したり、議事の妨害となるような行為をしたりしないこと。
- （5）写真等の撮影、録音及び録画をしないこと。
- （6）前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱すような行為をしないこと。



## 議題(3)

### 一宮市景観審議会の役割

# 一宮市景観審議会の役割

景観及び屋外広告物に関する必要な事項を審議〔意見聴取〕

## 1 景観条例関連〔一宮市景観条例に規定〕

内 容	適用条項等
(1) 景観基本計画の策定、変更	条例第 6 条
(2) 景観計画の策定、変更	条例第 7 条
(3) 景観計画区域内の届出に係る行為が制限に適合しない場合の勧告	条例第 1 6 条
(4) 景観重点地区内の特定届出に係る行為が制限に適合しない場合の命令	
(5) 景観重要建造物の指定、解除	条例第 2 0 条
(6) 景観重要樹木の指定、解除	条例第 2 2 条
(7) 景観重点地区の指定、変更	条例第 2 4 条

## 2 屋外広告物条例関連〔一宮市屋外広告物条例及び同基準に規定〕

内 容	適用条項等
(1) 禁止地域における「市長が指定する区域」の設定、変更	条例第 4 6 条
(2) 禁止物件における「市長が指定するもの」の設定、変更	
(3) 広告景観地区の指定、解除、区域変更	
(4) 広告景観地区における広告景観指針の制定、変更	
(5) 広告物協定の認定、変更、廃止	
(6) 広告物の設置許可の基準及び適用除外の基準の制定、変更	
(7) にぎわいに資する広告のうち、広告物が個別基準に適合しない場合で、良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与すると市長が特に認めるもの	基準 5

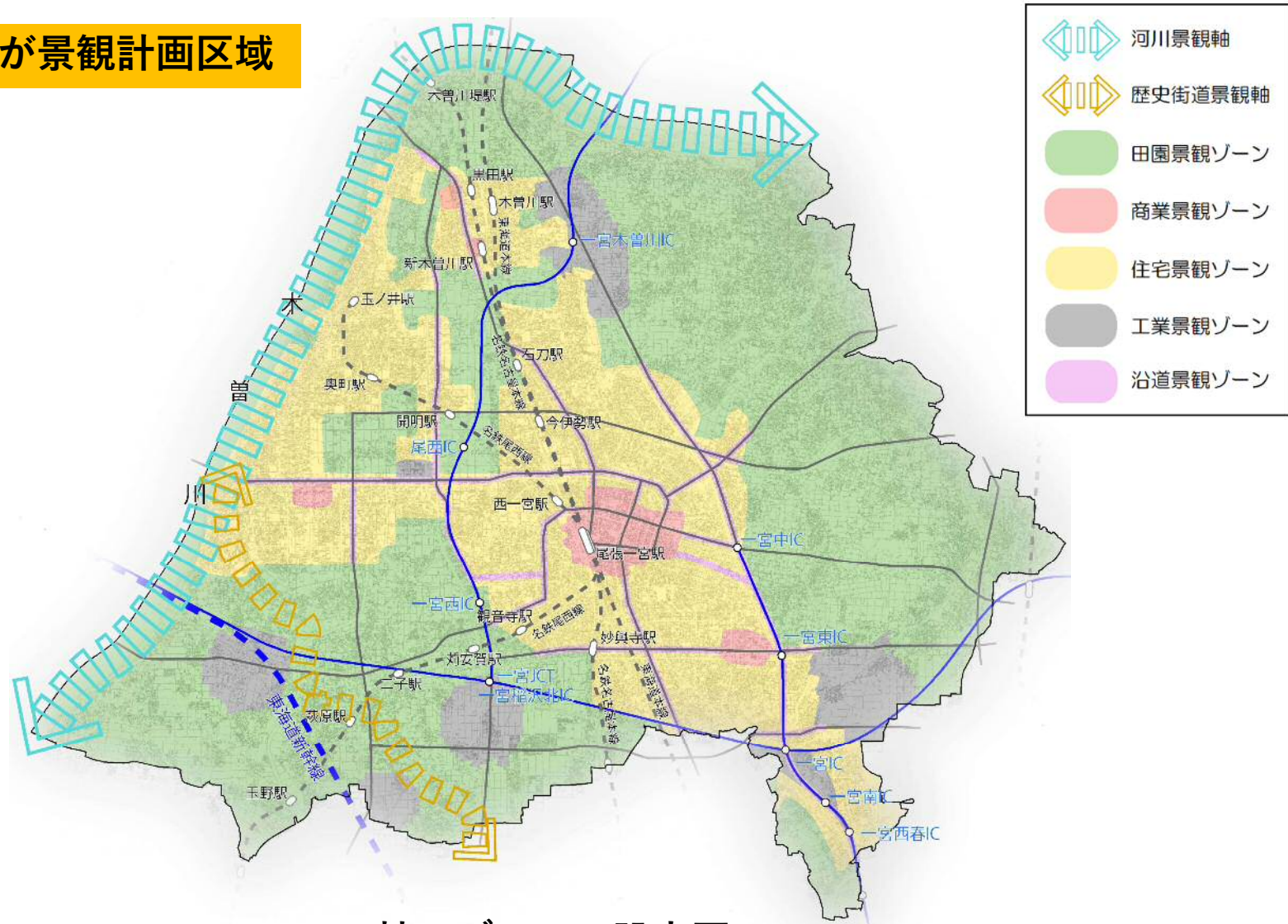
## 議題(4)

報告第1号 一宮市景観計画の届出状況

# 景観計画区域

資料3

一宮市全域が景観計画区域



軸・ゾーンの設定図

# 行為の制限について

## 届出対象行為

届出対象 行為		区分					
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン
建築物	改築、移転、 建築物の新築、増築、 外観を伴う修繕 外観を伴う修繕	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超	・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの</li> <li>・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの</li> </ul>					

都市計画法の許可を必要とする開発行為に準じる

# 行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が前っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●	

「●」：該当箇所

# 行為の制限について

景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
・河川景観との調和に配慮する。	●						
・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
・周囲の建築物やまちなみとの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●			

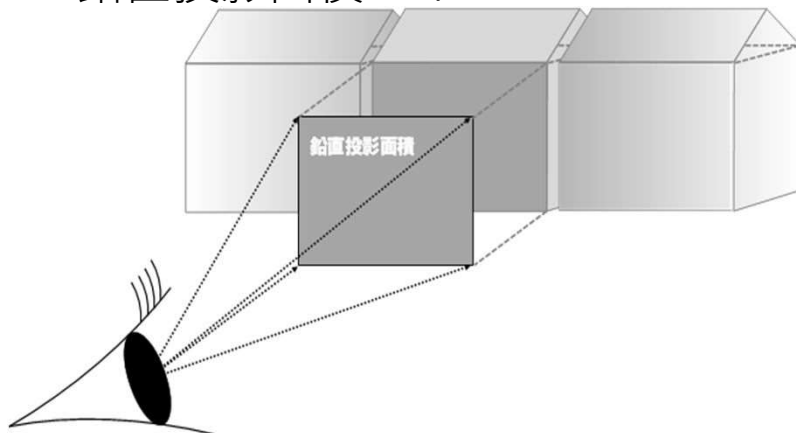
「●」：該当箇所

# 行為の制限について

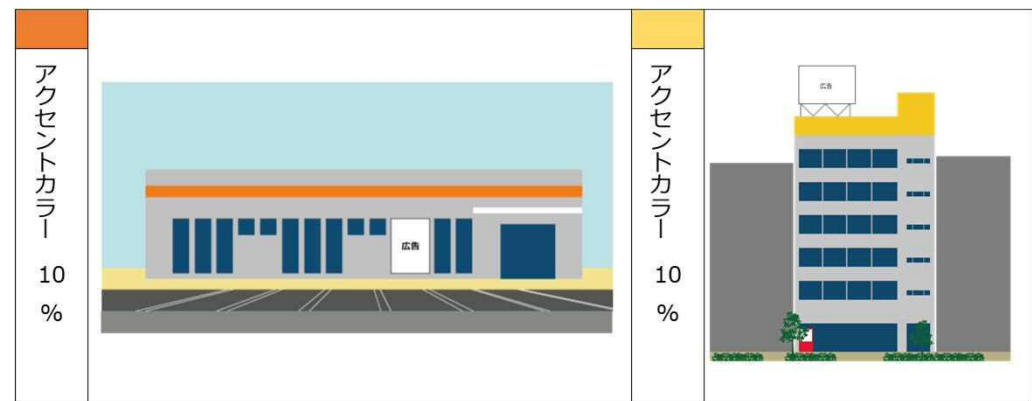
景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色彩	・建築物の外壁は、周辺のまちなみや建築物と調和した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩は色彩基準※1を超えないものとする。 ただし、着色していない木材、土壁等の自然素材や無彩色のガラス等の材料によって仕上げられた部分の色彩または鉛直投影面積※2の100分の10以下の範囲で、外観のアクセント色（アクセントカラーの例は※3を参照）として着色される部分の色彩においては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素材	・周辺の景観と調和し、経年変化による退色や汚損にくい素材を用いる（自然素材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

## ■鉛直投影面積のイメージ



## ■アクセントカラーのイメージ





# 行為の制限について

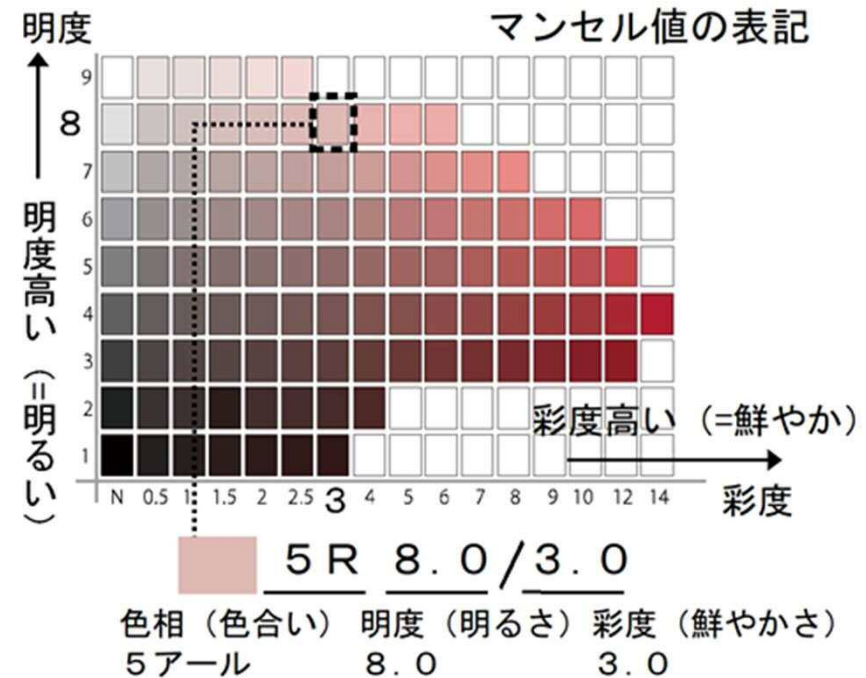
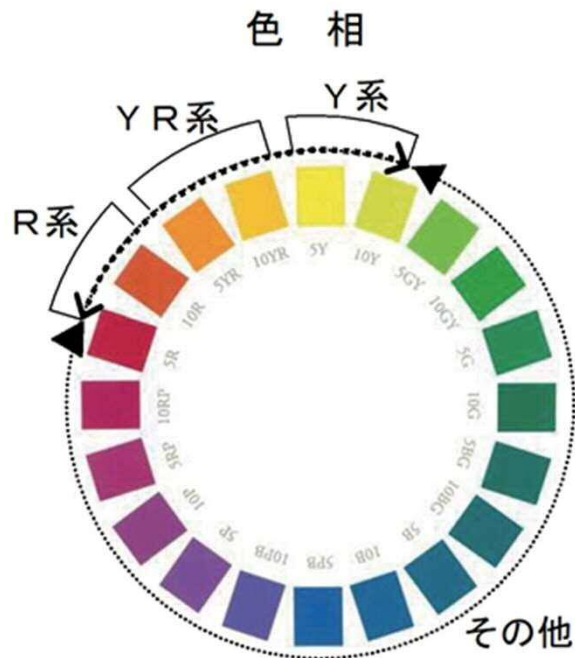
景観形成基準	区分						
	河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●					
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける。又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●					
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●
維 持 ・ 管 理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

# 行為の制限について

## 色彩の景観形成基準

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下



# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

## 届出件数 (景観法第16条第1項関係)

建築物	9件 (内訳：新築7件、色彩変更2件) (詳細：新築 → 倉庫2件 店舗3件 特別養護老人ホーム1件 工場1件 色彩の変更 → 店舗2件)
工作物	9件 (内訳：新築7件、増築2件 → すべて電話基地局)
開発行為	5件

## 通知件数 (景観法第16条第5項関係)

建築物	8件 (内訳：色彩変更 8件 → 小学校・中学校・市営住宅)
工作物	0件
開発行為	0件

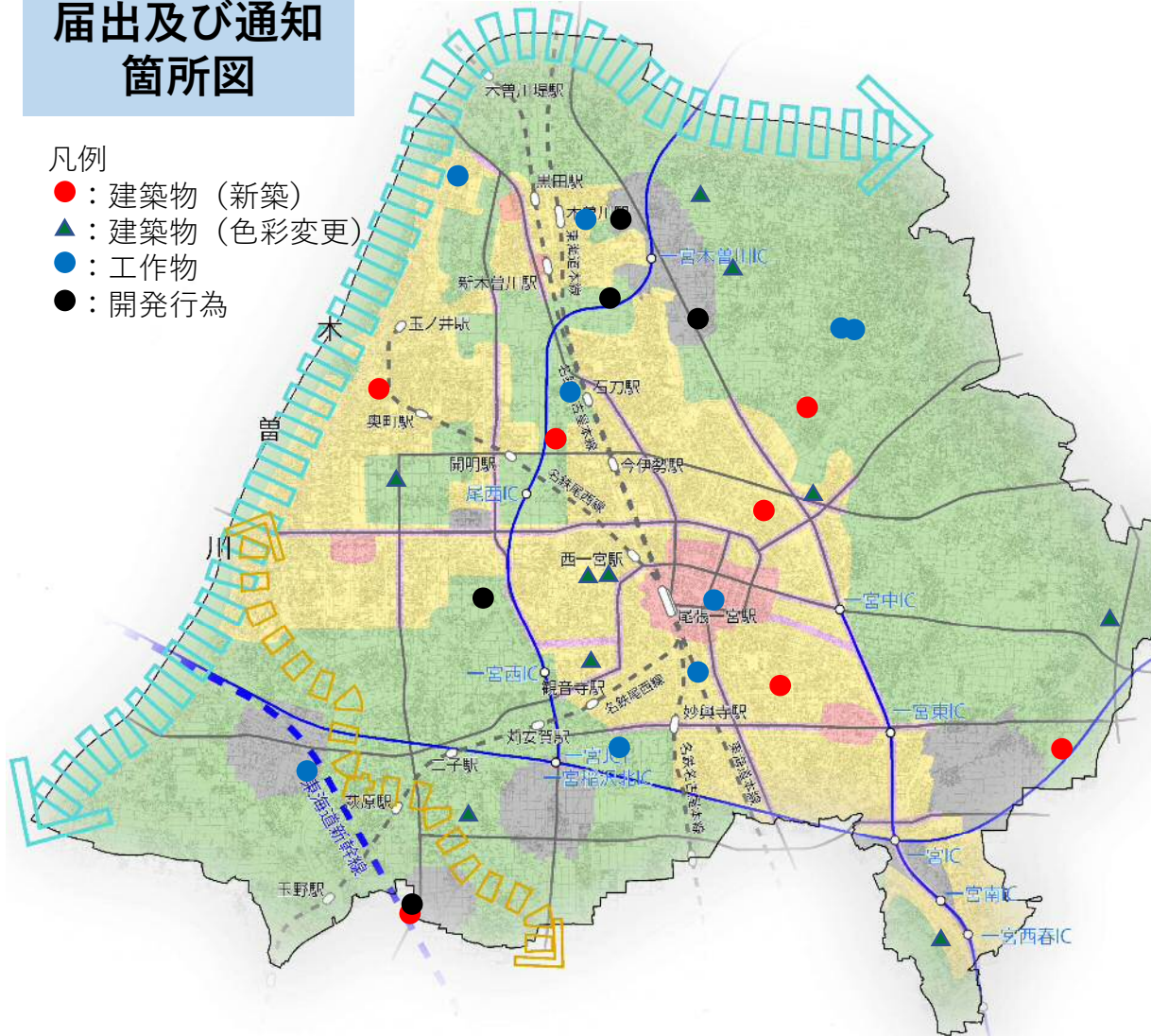
※令和3年12月末日現在

# 【景観計画区域内行為】 届出及び通知件数

## 届出及び通知 箇所図

凡例

- ：建築物（新築）
- ▲：建築物（色彩変更）
- ：工作物
- ：開発行為



ゾーン別件数（単位：件）

届出通知 内容	建築物		工作物	開発行為	計
	新築	色彩 変更			
軸とゾーン	●	▲	●	●	
河川景観 軸					
歴史街道 景観軸					
田園景観 ゾーン	3	5	4	2	14
商業景観 ゾーン			1		1
住宅景観 ゾーン	3	4	3		10
工業景観 ゾーン	1		1	3	5
沿道景観 ゾーン		1			1
計	7	10	9	5	31

※令和3年12月末日現在

# 事例 1. 建築物（店舗）の新築

区 分	住宅景観ゾーン
建築面積	1,942.71㎡
建築物の高さ	8.73m

- 【マンセル値】  
○色彩基準内
- ・ 6.54YR8.39/1.74
  - ・ 6.6YR8.3/1.6
  - ・ N7.5
  - ・ N6
  - ・ 5.4YR5.14/4.22

- 【圧迫感のない配置】  
【落ち着いたデザイン】  
【室外機等の景観配慮】  
【敷地内緑化】  
…など



## 事例2 . 建築物（店舗）の色彩変更

区 分	沿道景観ゾーン
建築面積	2,833.26㎡
建築物の高さ	9.7m

### 【マンセル値】

#### ○色彩基準内

- ・ 10YR8.5/2
- ・ 5PB4/2
- ・ N9
- ・ 10YR9/0.5

#### ○色彩基準外

- ・ N1（サッシ）
- ・ 10YR3/2（外壁下部）

※基準(各面の面積の10%)以内



# 事例 3. 工作物（電話無線基地局）の新築

行為の種類	工作物（電話無線基地局）の新築
区分	田園景観ゾーン
工作物の高さ	14.77m

【マンセル値】  
○色彩基準内  
N7（アンテナ、  
支持柱ポール、PC柱）

【調和の取れた配置】  
【周囲の景観に配慮した素材】  
【すっきりとした意匠】  
…など

